

広島県告示第425号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和7年4月24日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	東京都港区元赤坂一丁目3番1号 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 天野 裕正
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県安芸郡坂町4丁目地内 広島呉道路 小屋浦トンネル工事

2 申請の内容

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント1基を設置する。また、汚水等処理施設1基を設置し、排水口2基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)新設

種 類		55 生コンクリート製造業の用に供する バッチャープラント (バッチャープラント①)
能 力		混練能力 25m ³ /h
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 50 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使 用 の 季 節 的 変 動)			間欠（24時間／日）、約2時間 (季節的変動なし)	
	項 目			通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		10	12
		生物化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	1	2
		化 学 的 酸 素 要 求 量		5	10
		浮 遊 物 質 量		2,000	3,000
		窒 素 含 有 量		2	5
		磷 含 有 量		0.1	0.5
		大 腸 菌 数 （ 単 位 ： CFU/mL）		2	100
		排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）		27	27
		汚 水 等 の 排 出 先		①濁水処理設備	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1)新設

種 類		①濁水処理設備
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後10日
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 方法	処理水の 前処理 の汚染 後状 況	項 目		処 理 前		処 理 後	
				通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度（単位：水素指数）		10	12	5.8～8.6	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量	（単位： mg/L）	1	2	1	2
		化学的酸素要求量		5	10	5	10
		浮遊物質質量		2,000	3,000	50	65
		窒素含有量		2	5	2	5
		磷含有量		0.1	0.5	0.1	0.5
		大腸菌数（単位：CFU/mL）		2	100	2	100
		排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）		235	235	528	528
		汚水等の排出先		排水口①			

(3) 排出水の汚染状態

(その1)新設

排水口名	項 目		通 常	最 大
排水口 ①	水素イオン濃度（単位：水素指数）		5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	1	2
	化 学 的 酸 素 要 求 量		5	10
	浮 遊 物 質 量		50	65
	窒 素 含 有 量		2	5
	磷 含 有 量		0.1	0.5
	大 腸 菌 数 （ 単 位 ： C F U / m L ）		2	100
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）		234	518

(その2)新設

排水 口名	項 目	通 常	最 大
雨水 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	0	0

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和7年4月24日(木)から令和7年5月15日(木)まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに坂町環境防災課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>